

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年12月25日

☐ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	北上市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.kitakami.iwate.jp/docs/2017032900251/

執行機関名 北上市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭に対する医療費の給付に関する事務であつて規則で定めるもの（ひとり親家庭）
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		北上市行政手続における個人番号の利用等条例 別表第2 第1の項 子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭に対する医療費の給付に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号) 第二条	北上市子ども等福祉医療費給付条例(平成7年北上市条例第13号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第二条 全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、 <u>その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。</u>	第1条 この条例は、 <u>子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭</u> に対して、医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、これらの者の <u>心身の健康を保持するとともに、生活の安定を図り、もって乳幼児子ども、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭の福祉の増進に資することを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		北上市子ども等福祉医療費給付条例(平成7年北上市条例第13号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	北上市子ども等福祉医療費給付条例 第7条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭の医療費給付の受給資格に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	北上市子ども等福祉医療費給付条例 第4条第1項第6号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

備考	
----	--